

## 東京都福祉のまちづくり条例・大田区福祉のまちづくり整備要綱

## 完了届のご案内

## (1) 完了届の提出

写真による整備状況の確認を行います。工事完了後5日以内に『完了届』を提出してください。  
完了届(正・副各一部)には、下表の図書を添付してください。

提出書類		記載内容等
①	完了届	様式は区 HP 掲載 *東京都福祉のまちづくり条例の対象施設に関してもこの様式にて届出が必要です。
添 付 図 書	② 整備項目表	『特定都市施設整備項目表』若しくは『対象施設整備項目表』 *届出時若しくは変更届出時の書類の写しを添付して下さい。
	③ 平面図	写真を撮影した位置およびそれに対する写真番号を記入して下さい。
	④ 完了写真	写真番号を付番し、写真ごとに撮影した <b>整備項目の内容が分かるように明示</b> してください。 *整備項目表の <b>全ての該当項目</b> の整備状況が確認できるようにして下さい。

## (2) 撮影のポイント（撮影担当者の方へ）



- 設置に関わる項目は、**設置状況が分かる写真**を撮影しましょう。
- 寸法に関わる項目は、**スケールを用いて撮影**します。  
**場所の判別ができる遠景と数値がはっきりわかる近景**を撮影しましょう。
- 同じ整備箇所が複数ある場合は、そのうち1箇所以上について写真を撮影しましょう。



## よくあるお問い合わせ

Q 道路端部の段差はどう撮影すればよいですか？（大田区福祉のまちづくり整備要綱のみ）

A 敷地内通路と道路端部の状況が確認できる写真と、L型側溝の切り下げ(2cm)を行っている場合は、その幅と段差の状況が確認できる写真をご用意下さい。

Q 出入口の段差はどう撮影すればよいですか？

A 段差がない箇所はその状況が確認できる写真をご用意下さい。沓摺の高さが2cm以下の箇所は、スケールを用いて遠景と近景をご用意下さい。

Q 現場検査はありますか？

A ありません。

## ▼問い合わせ・届出先▼

大田区 まちづくり推進部 建築審査課 建築指導担当 電話 03(5744)1334

当初届出時に整備基準適合証、アクセスibil認定証及び国際シンボルマークの交付請求予定に○がある場合、交付請求にあたっては実地検査も必要となります。別途お問い合わせください。